

(証券コード：9306)

平成29年6月7日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社
代表取締役社長 武藤正春

第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますか、3頁のご案内に従って当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.evotote.jp/>）より、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第138期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計
監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 補欠監査役2名選任の件

4. その他の招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

[当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ]

1. 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も含まれております。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載させていただきます。

[株主総会にご来場いただく株主様へのご案内]

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
3. 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

1. 議決権行使サイトについて (<http://www.evote.jp/>)
 - (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。)
 - (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
2. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。
 - (2) 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い
 - (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
5. インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
電話 0120-173-027
受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

[一般経済情勢と業界の動向]

当連結会計年度における日本経済は、政府や日銀の様々な政策の効果などにより、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、国内経済は緩やかな回復基調となりました。輸出は、中国向けを中心に自動車部品など緩やかに増加いたしました。設備投資は、維持更新、都市部における再開発投資の継続、物流施設の新設など着実に増加を続けております。また、個人消費は、労働需給が引き締まり、雇用・所得環境が改善を続け、緩やかに持ち直しつつあります。一方、中国の景気減速、英国のEU離脱問題、米国トランプ政権の保護主義的な動きなど、海外経済を巡る不確実性が高まり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

物流業界の貨物取扱量は、国内貨物は、飲料、食料工業品等が年前半増加傾向にあったものの、年後半に入り減少いたしました。また、電気機械は低調に推移していたものの、年後半に入り増加いたしました。輸出貨物は、中国向けの自動車部品や石油製品などが増加、中近東向けの完成自動車等が減少いたしました。一方、輸入貨物は、LNGや石炭等が増加、原油などが減少いたしました。在庫量は、年前半は微増傾向に推移したものの、年間では前年を下回り低調に推移いたしました。

[当社グループの業況]

このような事業環境のもと、企業理念である『「もの」づくり、人の「くらし」を支える』を踏まえ、社会と人々の生活に役立つことを目指し、持続的成長を続けるため、営業力の強化と業務品質の向上を図るとともに、経営の効率化を推進し経費の節減に努めてまいりました。

国内物流事業におきましては、前期開設したみよし営業所、小牧営業所危険品倉庫が通期にわたり業績に寄与いたしました。また、流通加工の取扱い増加、既存荷主への深耕営業を進め、業容の拡大に努め増収増益となりました。

年間を通じて化学薬品、化学工業品、食料工業品の取扱いが堅調に推移いたしました。一方、飲料の取扱いは低調に推移いたしました。在庫量は、年間を通じて前年を上回る高水準で推移いたしました。

国際物流事業におきましては、前期開設した酒類・消費財向け配送センターが通期にわたり業績に寄与いたしました。また、事業の効率化を進め、経費削減に努めました。一方、名古屋港における輸出入貨物の減少などもあり、減収増益となりました。

年間を通じて非鉄金属、化学工業品の取扱いが堅調に推移し、紙パルプ、化学薬品、日用品の取扱いは低調に推移いたしました。また、国際複合輸送の取扱いは堅調に推移いたしましたが、在庫量および港湾貨物の取扱いは年間を通じて低調に推移いたしました。

(単位：千トン)

取扱高の状況		前期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	当期 (平成28年4月～ 平成29年3月)	増減
倉庫貨物取扱高	国内物流事業	1,832	1,997	165 (9.0%)
	国際物流事業	700	700	0 (0.0%)
倉庫貨物期中 平均月末残高	国内物流事業	89	95	5 (6.0%)
	国際物流事業	103	99	△4 (△4.0%)
港湾貨物	総取扱高	1,819	1,698	△121 (△6.7%)
陸上運送取扱高	国内物流事業	966	1,014	47 (5.0%)
	国際物流事業	1,162	1,140	△22 (△1.9%)

不動産事業におきましては、大型賃貸契約の終了にともない、減収減益となりました。一方、平成29年度においては納屋橋東地区再開発事業のオープン、劇場跡地の再開発の一部稼働などを予定しております。

この結果、連結営業収益は258億4千5百万円（前期比4.2%増）となりました。連結経常利益は10億6千万円となり、前期に比べて1億4千6百万円（16.1%）の増益となりました。劇場の解体費をはじめとした固定資産除売却損などの特別損益等を加減いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は7億3千6百万円となり、前期に比べて1億4百万円（16.5%）の増益となりました。

(単位：百万円)

部門別営業収益	前期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	当期 (平成28年4月～ 平成29年3月)	増減
国内物流事業	14,712	15,865	1,153 (7.8%)
国際物流事業	9,749	9,732	△16 (△0.2%)
不動産事業	342	248	△93 (△27.4%)
合計	24,803	25,845	1,042 (4.2%)

合計は、部門間の取引を控除しております(当期△1,328千円 前期△744千円)。

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は5億3千2百万円で、主に既存施設の維持更新、輸配送力増強、保管効率増強等に投資いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、自己資金および金融機関等からの借入金により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きを展望してみますと、米国をはじめとする世界全体に期待感が広まる一方、反グローバル化、保護主義的な動きが台頭し始め、各国の政策や金融市場の動向、また、為替変動や地政学的リスクなど海外要因の影響がより大きくなる可能性があり、先行き不透明な状況が続くと思われま

す。
当社グループは、安定した経営基盤を構築し、持続的成長と企業価値の向上を図るため、成長戦略の柱として、①運送体制と流通拠点の強化による3PL物流^(注)の推進、②海外拠点の拡充を含めたグローバルな業務の強化、③不動産賃貸料等の安定収入の拡大に取り組んでまいります。

また、人材の育成と経営資源の効率化を推進するとともに、更なる業務品質の向上を図る考えであります。

当社グループは、高品質のサービスを高能率、適正コストで提供する総合物流企業を目指し、企業理念のもと、社会から選ばれ続ける物流企業として、安全の確保と社会との共生を図りつつ、物流業務全般を受注し、業容の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 「3PL物流」とは、お客様に対して物流改革を提案し、包括して遂行することを言います。

(5) 財産および損益の状況の推移 (連結)

区 分	第 135 期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第 136 期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	第 137 期 (平成27年4月～ 平成28年3月)	第 138 期 (平成28年4月～ 平成29年3月)
営業収益(千円)	22,421,458	23,122,422	24,803,163	25,845,333
経常利益(千円)	793,759	874,146	913,930	1,060,692
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	602,760	588,417	631,893	736,396
1株当たり当期純利益(円)	15.82	15.45	16.59	19.34
純資産(千円)	16,169,876	16,951,699	16,870,059	17,877,062
総資産(千円)	37,019,088	36,739,226	37,460,804	38,928,407

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中の平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 第138期より金融商品会計に関する実務指針(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)により、金融資産と金融負債を相殺して表示することといたしました。また、第137期以前の総資産額も同様に遡及して修正しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東陽物流株式会社	50 百万円	100.0 %	港湾運送事業、貨物自動車運送事業

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
国内物流事業	日本国内での貨物の取扱い（保管、荷役、運送、その他付随業務）を主な業務とする。
国際物流事業	外国との取引（輸出、輸入）で発生する貨物の取扱い（保管、荷役、運送、通関、国際複合輸送、その他付随業務）を主な業務とする。
不動産事業	所有する建物、土地等の賃貸を主な業務とする。

(8) 主要な営業所

当 社	本 社：名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号 国内営業本部：名古屋市（中村区） 国際営業本部：名古屋市（港区） 東京営業本部：東京都中央区
東陽物流株式会社	本 社：名古屋市（港区）

(注) 海外拠点

TOYO LOGISTICS AMERICA, INC.（アメリカ合衆国）
東誉（上海）国際貨運代理有限公司（中華人民共和国）
TOYO LOGISTICS(S) PTE. LTD.（シンガポール共和国）
TOYO LOGISTICS(THAILAND) CO., LTD.（タイ王国）
TOYO SOKO(THAILAND) CO., LTD.（タイ王国）
TOYO AIG ECL LOGISTICS(MYANMAR) CO., LTD.（ミャンマー連邦共和国）

(9) 従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減数
654 (634)	11名増加

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,436
株式会社みずほ銀行	1,421
三井住友信託銀行株式会社	1,160

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 39,324,953株（自己株式1,223,588株を含む）
(2) 株主数 4,049名
(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
ダイセー倉庫運輸株式会社	1,800	4.72
株式会社 中京銀行	1,432	3.76
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,270	3.34
伏見興産株式会社	1,174	3.08
第一生命保険株式会社	1,172	3.08
三井住友海上火災保険株式会社	1,103	2.90
株式会社 愛知銀行	1,045	2.74
中京テレビ放送株式会社	1,000	2.62
明治安田生命保険相互会社	976	2.56
イースタン・カーライナー株式会社	913	2.40

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

① 単元株式数の変更

平成28年5月11日開催の取締役会決議に基づき、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成28年7月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

② 自己株式の処分

平成28年11月9日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行いました。

1. 処分期日 平成29年1月31日
2. 処分株式数 23,800株
3. 処分価額総額 6,426,000円
4. 処分方法 第三者割当
5. 処分先 当社従業員 238名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
白石好孝	代表取締役会長	伏見興産株式会社 代表取締役
武藤正春	代表取締役社長	—
山岸博之	取締役（常務執行役員 管理本部長）	—
伊木善秀	取締役（執行役員 国際営業本部長）	—
青山章	取締役（執行役員 国内営業本部長）	—
渡邊誠	取締役（執行役員 経理部長）	—
今井和光	取締役	東陽物流株式会社 代表取締役社長
長田博	社外取締役	—
市橋弘一郎	社外取締役	神野臨海株式会社 代表取締役社長
森真悟	常勤監査役	—
近藤克麿	社外監査役	近藤克麿公認会計士事務所 所長
入谷正章	社外監査役	入谷法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役渡邊誠および市橋弘一郎の両氏は、平成28年6月28日開催の第137回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役長田博および市橋弘一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役近藤克麿および入谷正章の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役近藤克麿氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 平成28年6月28日開催の第137回定時株主総会最終の時をもって、取締役大橋宏道氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 平成29年3月31日現在の取締役兼務以外の執行役員の体制および担当は次のとおりであります。

執行役員 不動産部長	若山英二
執行役員 国際営業推進部長	日高公司
執行役員 東京営業本部長	山本昭人

(注) 平成29年4月1日付にて次のとおり変更いたしました。

	変更後	変更前
日 高 公 司	執行役員 国際部長	執行役員 国際営業推進部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支払総額	摘 要
取 締 役	9名	85百万円	内、社外取締役 2名 4百万円
監 査 役	3名	14百万円	内、社外監査役 2名 4百万円
合 計	12名	100百万円	—

- (注) 1. 取締役の支払総額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の人数には、平成28年6月28日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役大橋宏道氏を含めております。
- また、取締役今井和光氏は、東陽物流株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社における報酬はございませんので、人数および支払総額には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 長田 博

ア. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会17回のうち全て出席し、当社の経営効率化と事業リスクの観点から審議事項につき、必要な発言を適宜行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

② 取締役 市橋 弘一郎

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は、神野臨海株式会社と物流サービスの取引関係があります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役就任後、当事業年度に開催した取締役会13回のうち全て出席し、会社経営者としての豊富な経験および識見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 監査役 近藤克麿

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会17回のうち全て、監査役会16回のうち全て出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④ 監査役 入谷正章

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会17回のうち16回、監査役会16回のうち15回出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	25百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 会社の体制及び方針

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。また、企業価値の向上とステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めるため、基本方針を定め、不断の見直しにより、継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としています。当社グループは、この指針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、社会的使命を果たします。
- (2) 業務執行にあたっては、取締役会及び各種会議体で、総合的に検討した上で意思決定を行います。また、これらの会議体への付議基準を定め、適切に付議します。
- (3) 当社の代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を設け、当社グループのコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。
- (4) 重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより、役職員の職務の執行の適合性を確保します。
- (5) 各組織の職務分掌及び職務権限を明確化するとともに、継続的な改善を図ります。
- (6) 内部通報制度を通じて、全役職員が法令、定款及び社内規程等を逸脱する行動について、早期に把握し、解決を図ります。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、当社総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録・保存・管理します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制委員会において各機能におけるリスクの把握及び対応策の検討について審議し、当社の代表取締役社長に報告します。

- (2) 財務報告に係るリスクについては、内部統制管理規程に基づき、内部統制委員会を中心とした当社グループ体制を整えています。
 - (3) 安全、品質、環境等のリスク及び法令順守については、内部統制委員会及び安全・品質委員会において定期的に見直しを行い、対策を講じるよう管理します。
 - (4) 大規模災害等の発生に備え、事業継続計画の策定及び見直し、各種マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて保険を付保します。
 - (5) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき、当社の代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める危機管理体制を整えることとしています。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- (1) 取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を取っています。
 - (2) 執行役員制度を採用し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化しています。
 - (3) 予算制度により資金を適切に管理し、職務権限規程等に基づいて業務及び予算の執行を行います。重要案件については、取締役会及び各種会議体に適切に付議します。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る当社への報告体制**
- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、役職員一体となった順法意識の醸成を図っています。
 - (2) 当社の役員が当社子会社の役員を兼任することにより、当社子会社の業務の適正性と適法性を確認します。
 - (3) 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社子会社の財務及び事業活動を管理する部門を明確化し、多面的な管理を図ります。また、定期随時に情報交換を行います。
 - (4) 当社は、当社子会社に対し監査室による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題点の把握に努めます。
 - (5) 当社が定める関係会社管理規程において、当社子会社の経営状況及び財務状況について定期的な報告を義務付けています。

(6) 当社子会社の代表取締役社長は、当社の取締役を兼務し、当社取締役会において、事業の経過、財産の状況及びその他の重要な事項について、定期的に報告をします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合の補助使用人に関する事項並びに補助使用人の取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 現在、補助使用人は配置していませんが、必要に応じて、補助使用人を置くこととします。補助使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

(2) 補助使用人は、他部署の使用人を兼務できず、監査役の指揮命令に従わなければならない。

⑦ 当社グループの取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務又は業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に都度報告を行います。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができます。

(2) 取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令違反等、著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社の監査役に報告を行います。

(3) 監査室及びコンプライアンス統括室は、定期的に当社グループにおける内部監査、コンプライアンスリスク、リスク管理等について、当社の監査役に報告を行います。

(4) 当社の監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。

⑧ 監査役職務の執行について生じる費用の処理に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、代表取締役、監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしています。

(2) 監査役は、必要に応じて、重要な社内会議に出席することができます。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 金融商品取引法及び付随する基準等並びに会社法を順守し、財務報告に係る内部統制を構築しています。

(2) 内部統制の整備・運用・評価は、社内規程に則り、内部統制委員会を中心として行っています。

(3) 内部統制システムに不備が生じた場合は、速やかにその原因を追求し、改善を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当事業年度における特記事項

業務の適正性をより一層確保するため、平成29年4月1日付組織改編に向け、国際営業本部の組織の見直しを行いました。また、取締役会付議基準の一部見直しを行い、経営の監督の充実を図り機能強化に努めました。

② その他の運用状況

(1) 主な会議の開催状況について

取締役会は、17回開催（内17回、社外取締役が出席しました。）、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めてきました。

監査役会は16回、内部統制委員会は2回開催しました。

本部長会、執行役員会は、毎月開催し、業務執行全般について討議を行いました。

(2) コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンス統括室を中心に、安全・品質委員会を通じて法令順守の徹底を図りました。また、内部通報は1件、外部通報は1件の通報があり、それぞれ適切に対応がなされ、内部統制委員会に報告がなされました。

(3) 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み

当社グループ会社の十分な管理を実施するため、グループ会社へ取締役及び監査役の派遣、関係会社管理規程に基づきグループ各社の業務の適正の確保に努めております。また、当社及び子会社の内部統制システム全般の

整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(4) 損失の危険の管理に対する取り組み

危機管理規程、事業継続計画に基づき、事業運営に大きな影響を与える可能性のあるリスクの見直し、リスクの対応策の進捗状況を確認しました。

事業継続計画は、定期的に見直しを行いました。

(5) 監査役が監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は、当社の取締役会、執行役員会、子会社の取締役会等重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から監査役の意見を述べて、職務執行者と監査役との意思疎通が図られております。

(注) 本事業報告は、金額、トン数および持株数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	9,220,736	流動負債	8,084,485
現金及び預金	2,347,694	支払手形及び営業未払金	2,113,591
受取手形及び営業未収入金	5,836,598	短期借入金	4,605,660
リース債権及びリース投資資産	108,414	未払法人税等	114,967
原材料及び貯蔵品	110,263	賞与引当金	253,325
繰延税金資産	107,735	その他	996,941
その他	712,158	固定負債	12,966,859
貸倒引当金	△2,128	長期借入金	8,002,140
固定資産	29,707,671	リース債務	958,464
有形固定資産	20,114,552	繰延税金負債	703,008
建物及び構築物	9,526,955	役員退職慰労引当金	32,100
機械装置及び運搬具	700,087	執行役員退職慰労引当金	9,950
工具、器具及び備品	420,347	環境対策引当金	31,910
土地	8,889,911	資産除去債務	110,724
リース資産	26,421	退職給付に係る負債	2,414,937
建設仮勘定	550,830	その他	703,624
無形固定資産	187,149	負債合計	21,051,344
投資その他の資産	9,405,969	(純資産の部)	
投資有価証券	6,529,158	株主資本	17,196,330
長期貸付金	65,116	資本金	3,412,524
リース債権及びリース投資資産	1,251,738	資本剰余金	2,179,743
差入保証金	759,244	利益剰余金	11,891,425
繰延税金資産	536,368	自己株式	△287,363
その他	267,075	その他の包括利益累計額	680,732
貸倒引当金	△2,732	その他有価証券評価差額金	1,011,242
資産合計	38,928,407	退職給付に係る調整累計額	△330,510
		純資産合計	17,877,062
		負債・純資産合計	38,928,407

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	25,845,333
営 業 原 価	24,147,043
営 業 総 利 益	1,698,289
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	820,905
営 業 利 益	877,384
営 業 外 収 益	280,940
受 取 利 息	2,604
受 取 配 当 金	93,381
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	143,687
助 成 金 収 入	7,888
そ の 他	33,378
営 業 外 費 用	97,632
支 払 利 息	91,935
そ の 他	5,696
経 常 利 益	1,060,692
特 別 利 益	20,626
固 定 資 産 売 却 益	11,684
子 会 社 株 式 売 却 益	8,941
特 別 損 失	129,181
固 定 資 産 除 売 却 損	129,181
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	952,137
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	153,783
法 人 税 等 調 整 額	61,956
当 期 純 利 益	736,396
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	736,396

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,412,524	2,178,906	11,393,853	△292,688	16,692,596
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			8,683		8,683
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,412,524	2,178,906	11,402,537	△292,688	16,701,280
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△247,508		△247,508
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			736,396		736,396
自 己 株 式 の 取 得				△264	△264
自 己 株 式 の 処 分		836		5,589	6,426
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	836	488,888	5,324	495,049
当 期 末 残 高	3,412,524	2,179,743	11,891,425	△287,363	17,196,330

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	622,110	△444,647	177,462	16,870,059
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				8,683
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	622,110	△444,647	177,462	16,878,743
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△247,508
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				736,396
自 己 株 式 の 取 得				△264
自 己 株 式 の 処 分				6,426
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	389,132	114,136	503,269	503,269
連結会計年度中の変動額合計	389,132	114,136	503,269	998,319
当 期 末 残 高	1,011,242	△330,510	680,732	17,877,062

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,004,374	流 動 負 債	8,477,829
現金及び預金	1,739,017	営業未払金	2,755,516
受取手形	19,286	短期借入金	400,000
電子記録債権	121,455	1年内返済予定の長期借入金	4,505,660
営業未収入金	5,198,570	リース債務	138,899
リース債権及びリース投資資産	108,414	未払金	300,483
原材料及び貯蔵品	105,798	未払費用	55,433
前払費用	68,289	未払法人税等	26,622
繰延税金資産	48,039	前受金	75,876
立替金	336,408	預り金	41,307
未収入金	247,748	賞与引当金	102,946
その他の貸倒引当金	△1,900	その他の	75,083
固 定 資 産	26,722,993	固 定 負 債	11,391,344
有 形 固 定 資 産	18,827,697	長期借入金	8,002,140
建物	8,712,382	リース債務	958,464
構築物	213,374	繰延税金負債	850,386
機械及び装置	262,384	退職給付引当金	879,278
車両及びその他の陸上運搬具	14,924	役員退職慰労引当金	32,100
工具、器具及び備品	402,485	執行役員退職慰労引当金	6,000
土地	8,644,893	環境対策引当金	31,910
リース資産	26,421	長期預り保証金	602,242
建設仮勘定	550,830	資産除去債務	28,815
無 形 固 定 資 産	166,678	その他の	7
ソフトウェア	96,013	負 債 合 計	19,869,174
電話加入権	9,908	(純 資 産 の 部)	
施設利用権	14,273	株 主 資 本	13,864,227
リース資産	46,319	資本金	3,412,524
ソフトウェア仮勘定	163	資本剰余金	2,179,743
投 資 其 他 の 資 産	7,728,616	資本準備金	2,134,557
投資有価証券	4,548,175	その他資本剰余金	45,185
関係会社株式	1,146,872	利 益 剰 余 金	8,559,323
出資金	1,403	利益準備金	518,855
関係会社出資金	62,980	その他利益剰余金	2,453,500
リース債権及びリース投資資産	1,251,738	別途積立金	1,898,476
長期貸付金	26,200	固定資産圧縮記帳積立金	1,898,476
破産更生債権等	1,051	繰越利益剰余金	3,688,491
長期前払費用	18,837	自 己 株 式	△287,363
差入保証金	503,373	評価・換算差額等	993,965
その他の	170,716	その他有価証券評価差額金	993,965
貸倒引当金	△2,731	純 資 産 合 計	14,858,193
資 産 合 計	34,727,367	負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,727,367

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	20,004,737
営 業 原 価	18,759,393
営 業 総 利 益	1,245,344
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	666,004
営 業 利 益	579,340
営 業 外 収 益	864,581
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	846,186
そ の 他	18,395
営 業 外 費 用	99,869
支 払 利 息	94,092
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△98
そ の 他	5,875
経 常 利 益	1,344,053
特 別 利 益	10,899
子 会 社 株 式 売 却 益	8,941
固 定 資 産 売 却 益	1,958
特 別 損 失	128,200
固 定 資 産 除 売 却 損	128,200
税 引 前 当 期 純 利 益	1,226,752
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17,520
法 人 税 等 調 整 額	133,419
当 期 純 利 益	1,075,812

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利益 剰余金 合計			
		資 本 準備金	そ の他 資本 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
						別 途 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 上 り 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,412,524	2,134,557	44,348	2,178,906	518,855	2,453,500	1,968,138	2,781,841	7,722,335	△292,688	13,021,078	
会計方針の変更による 累積的影響額								8,683	8,683		8,683	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	3,412,524	2,134,557	44,348	2,178,906	518,855	2,453,500	1,968,138	2,790,524	7,731,019	△292,688	13,029,762	
事業年度中の変動額												
剰 余 金 の 配 当								△247,508	△247,508		△247,508	
当 期 純 利 益								1,075,812	1,075,812		1,075,812	
自 己 株 式 の 取 得										△264	△264	
自 己 株 式 の 処 分			836	836						5,589	6,426	
固定資産圧縮積立金の取崩							△69,662	69,662	-		-	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	-	-	836	836	-	-	△69,662	897,966	828,304	5,324	834,465	
当 期 末 残 高	3,412,524	2,134,557	45,185	2,179,743	518,855	2,453,500	1,898,476	3,688,491	8,559,323	△287,363	13,864,227	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	599,352	13,620,431
会計方針の変更による 累積的影響額		8,683
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	599,352	13,629,115
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△247,508
当 期 純 利 益		1,075,812
自 己 株 式 の 取 得		△264
自 己 株 式 の 処 分		6,426
固定資産圧縮積立金の取崩		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	394,612	394,612
事業年度中の変動額合計	394,612	1,229,078
当 期 末 残 高	993,965	14,858,193

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大北尚史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤繁紀 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は主に流通加工業務に係る営業債権債務において、当連結会計年度より相殺表示する方法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤繁紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は主に流通加工業務に係る営業債権債務において、当事業年度より相殺表示する方法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

東陽倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役	森	真	悟	㊞	
社外監査役	近	藤	克	磨	㊞
社外監査役	入	谷	正	章	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、企業グループとしての連結経営業績および今後の諸策の展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金6円50銭となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円 配当総額は114,304,095円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

加藤伸明氏は監査役森真悟氏の補欠監査役候補者、早川恵久氏は監査役近藤克麿および入谷正章の両氏の補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	加藤伸明 (昭和35年5月30日生)	昭和60年12月 当社入社 平成27年4月 当社コンプライアンス統括室長(現任)	株 5,697
2	早川恵久 (昭和26年2月10日生)	昭和44年4月 名古屋国税局入局 平成21年7月 名古屋国税局課税第二部部长 平成23年8月 税理士登録 平成23年9月 早川税理士事務所所長(現任) 平成28年6月 トランコム株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) <重要な兼職の状況> 早川税理士事務所所長	株 —

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 早川恵久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

早川恵久氏は、税理士として培われた企業税務・会計知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、早川恵久氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

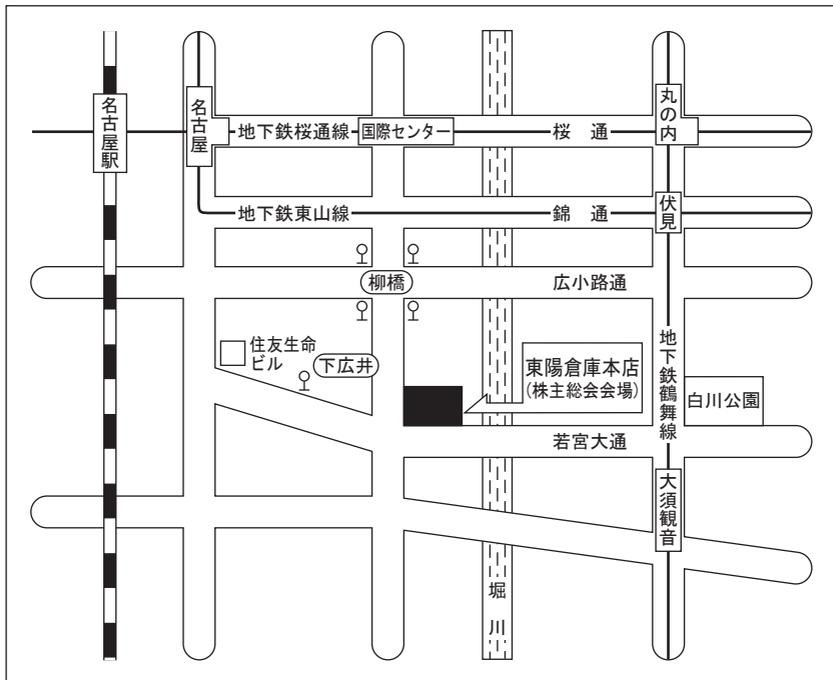
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 早川恵久氏は、当社の「社外役員の独立性基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。

以上

株主総会会場ご案内図

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室
電話 (052) 581-0251



お願い 会場付近の駐車場が限られておりますので、公共交通機関をご利用の上、会場までお越しくさせていただきますようお願い申し上げます。

交通機関のご案内

- ・地下鉄
 - 「大須観音駅」(鶴舞線) 下車徒歩約10分
 - 「伏見駅」(鶴舞線・東山線) 下車徒歩約15分
 - 「国際センター駅」(桜通線) 下車徒歩約15分
 - 「名古屋駅」(東山線・桜通線) 下車徒歩約20分
- ・市バス
 - 「名古屋駅」→「柳橋」下車徒歩約10分
 - 「栄」→「柳橋」下車徒歩約10分
- ・名鉄バス
 - 「名鉄バスセンター」→「下広井」下車徒歩約2分

